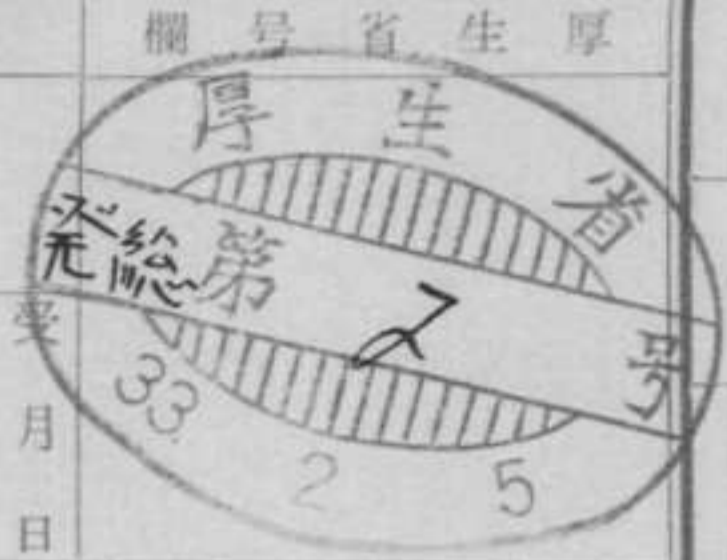


11
子

日 月 送 受 号 番 先 議 合				欄 号 省 生 厚			
第 号	送 受	月 月	日 日	第 号	送 受	月 月	日 日
第 号 案 年 月 日 行政管理局長官あて 厚生大臣				大臣 事務次官 官房長 事務局長 主査			



甲乙の種類

判 決

2月5日

合 校

行 施

月

日

受局課

月 第

日 号

へ 送 る

月

日

厚生省設置法の一部を改正する法律案要綱

- 一 内部部局のうち、公衆衛生局を予防局及び環境衛生局の二局に分けること。
- 二 地方支分部局のうち、舞鶴地方引揚援護局並びに復員連絡局及び同支部を廃止すること。
- 三 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行すること。ただし、復員連絡局及び同支部の廃止は同年五月十六日、舞鶴地方引揚援護局の廃止は同年十一月十六日とすること。

厚生省設置法の一部を改正する法律案

厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

「第四款 舞鶴地方引揚援護局（第三十九条の二）第三

目次中 第五款 十九条の四）

第五款 復員連絡局及び復員連絡局支部（第三十九条の五）第三十九条の七）

を「第四款 削除」に改める。

第五款 削除

第五条中第二十一号、第二十一号の二及び第二十一号の三を削り、第二十号の二を第二十一号とし、第三十六号の次に次の三号を加える。

三十六の二 栄養士養成施設を指定し、栄養士試験を行うこと。

三十六の三 国民栄養調査を実施すること。

三十六の四 栄養改善法（昭和二十七年法律第二百四十八号）に

定める栄養食品の標示の許可をすること。

第六条第一項中「左の七局」を「次の八局」に改め、「公衆衛生局」を「予防局 環境衛生局」に改め、同条第二項中「公衆衛生部を」を削る。

第九条の見出しを「（予防局の事務）」に、同条第一項中「公衆衛生局」を「予防局」に、「左の」を「次の」に改め、同項中第四号、第五号、第十一号から第十八号まで及び第二十号を削り、第三号の二を第四号とし、第六号を第五号とし、第六号の二を第六号とし、第十九号を第十一号とし、同条第二項を削り、同条の次に次の一条を加える。

（環境衛生局の事務）

第九条の二 環境衛生局においては、次の事務をつかさどる。

一 興行場、公衆浴場、理容所、美容所等多数集合する場所の衛生の向上を図ること。

二 旅館業法を施行すること。

- 三 環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律を施行すること。
- 四 清掃法（昭和二十九年法律第七十二号）を施行し、並びに建築物衛生の改善及び向上を図ること。
- 五 ねずみ及びこん虫等の駆除に関すること。
- 六 墓地、埋葬、火葬等に関すること。
- 七 水道及び下水道の終末処理場に関すること。
- 八 栄養改善法を施行すること。
- 九 栄養士の身分及び業務について、監督を行うこと。
- 十 飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止すること。
- 十一 販売の用に供する食品、添加物、器具又は容器包装の取締を行うこと。
- 十二 と畜場法（昭和二十八年法律第百十四号）、へい獣処理場等に関する法律（昭和二十三年法律第百四十号）及び狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）を施行すること。

十三 前各号に掲げるもののほか、環境衛生の向上及び増進に關すること。ただし、他局の主管に属するものを除く。

十四 前各号に掲げる事務に係る酒格の統制に關すること。

第三十条中「左の」を「次の」に、
 「舞鶴地方引揚援護局
 復員連絡局及び復員連絡局
 地方復員部

支部を「地方復員部」に改める。

第三十五条中「左の」を「次の」に改め、同条の表四国医務出張所の項中「普通寺市」を「高松市」に改める。

第二章第三節第四款及び第五款を次のように改める。

第四款 削除

第三十九条の二から第三十九条の四まで 削除

第五款 削除

第三十九条の五から第三十九条の七まで 削除

附 則

(施行期日)

この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。ただし、目次の改正規定中第二章第三節第五款に関する部分、第三十条の改正規定中復員連絡局及び復員連絡局支部に関する部分並びに第二章第三節第五款の改正規定は、同年五月十六日から、目次の改正規定中第二章第三節第四款に関する部分、第三十条の改正規定中舞鶴地方引揚援護局に関する部分及び第二章第三節第四款の改正規定は、同年十一月十六日から、それぞれ施行する。

(結核予防法の一部改正)

2 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第四十六条中「厚生省公衆衛生局」を「厚生省予防局」に改める。

理由

公衆衛生局を予防局及び環境衛生局の二局に分けるとともに、引揚援護局関係の地方支分部局を整理する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

裏面白紙

厚生省発総第二号

昭和三十三年二月五日

厚生大臣 堀木 謙三

行政管理庁長官 石井 光次郎 殿

厚生省設置法の一部を改正する法律案
について

別紙に添附した標記の法律案について、閣議請議致したいので、あ
らかじめ、同案についての承認を得たく、協議する。

厚生省発給第二号

昭和三十三年二月五日

厚生大臣 堀木 謙三

行政管理庁長官 石井 光次郎 殿

厚生省設置法の一部を改正する法律案
について

別紙に添附した標記の法律案について、閣議請願致したので、あ
らかじめ、同案についての承認を得たく、協議する。

行管認第 九 號

昭和三十三年 二月 六日

厚生大臣 殿

行政管理廳長官



昭和三十三年 二月 五日附審査請求にかかると
厚生省設置法の一部を改正する法律案は、
承認したから、この旨通知する。

裏面白紙